

第1章 行政改革の必要性

歴史的な繋がりが深く、農林水産業を基幹とする産業、文化面での交流、学校給食センターの共同設置や上下水道事業を共同で実施するなど、行政面においても関わりが深かった「上湧別町」と「湧別町」は、明治43年の分村からちょうど100年のときを経て、平成21年10月5日に「新生湧別町」として歩み始めました。

行政改革については、両町ともに昭和60年代から行政改革大綱を策定し、地域の実情に応じて行政の効率化や財政の健全化に取り組んできたところがあります。

両町が「合併」という大きな行政課題を達成した今日、新町の均衡ある発展と活力に満ちた新たなまちづくりに向かって、町民と行政が知恵と力を合わせて協働で取り組んでいく必要があります、そのためには持続可能で、強固な行財政基盤を確立する必要があります。

このことから、「新生湧別町」が目指す「人と自然が輝くオホーツクのまちづくり」の実現のため、「合併」が行政改革の始まりという認識のもと、既存の行政システムの見直しや組織体制のスリム化、更なる事務・事業の効率化など、これからの行政課題を的確に捉えながら、行政改革を不断に推進していくことが必要です。

第2章 行政改革の進め方

1. 基本方針

今回策定する行政改革大綱は、最少の経費で最大の効果をあげることを基本に、これまでの大綱及びその実施計画において実施できなかった課題、合併協議における未調整項目の調整、刻々と変化する社会情勢に対応するためのもので、4つの基本方針に視点を置き、集中的に取り組みます。

基本 方 針	町民との連携・協働
	時代に即した行政サービスの推進
	効率的な行政運営体制の確立
	健全な財政運営の確立

2. 推進期間

本大綱の推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とし、必要に応じて見直します。

3. 推進体制及び進捗管理

職員一人ひとりが行政改革の大綱及び実施計画の内容を理解したうえで、共通認識を持って全庁的に推進します。

行政改革の具体的な取り組みは、別に定める実施計画に基づき推進し、庁内に設置する「湧別町行政改革推進本部」において進捗管理を行います。

また、実施計画の進捗状況については、町民の代表によって構成される「湧別町行政改革推進委員会」に定期的に報告して、委員会の点検評価を受けるとともに、進捗状況や点検評価の結果等を広報紙やホームページで分かりやすく公表します。

第3章 行政改革の具体的な項目

町民との連携・協働

1. 情報共有及び公開の推進

情報は町民との共有財産であることを認識するとともに、町民参加の前提として、個人情報の保護に配慮しながら、あらゆる媒体を活用して町が保有する行政情報を積極的に提供します。また、町政に対する公正と透明性を確保するため、十分な説明責任を果たします。

【取り組み事項】

広報・広聴制度の充実（住民生活課・総務課）

委員会等及び会議録の公開（総務課）

個人情報の保護（総務課）

2. 町民参加の推進

町民がまちづくりの主役であることを認識するとともに、町民の知恵と力をまちづくりに生かすため、町民が継続してまちづくりに参加できる仕組みづくりに取り組み、積極的に町民参加を推進します。

【取り組み事項】

自治（まちづくり）基本条例の検討（まちづくり推進課）

まちづくり参画制度の推進（まちづくり推進課ほか）

3. 地域コミュニティの支援

町民との役割分担のもとにまちづくりを推進するため、協働の担い手となる自治会や様々な分野におけるボランティア活動団体などの自主的な活動を支援するとともに、町民がまちづくりの担い手であることを認識してもらうため、町民意識の醸成に努めます。

【取り組み事項】

- 自治会連合組織の設立支援（住民生活課）
- 自治会の運営（統合）の支援（住民生活課）
- ボランティア活動団体の支援（住民生活課・所管課）
- 地域スタッフ制度の充実（住民生活課）

時代に即した行政サービスの推進

1．事務・事業の見直し

新たな行政需要や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、事務・事業の全般的な見直しを行うとともに、合併協議において未調整及び合併後調整するとした事務・事業については、合併協議の経過を踏まえて調整します。

【取り組み事項】

- 事務・事業の見直し（全課）
- 合併未調整項目等の調整（まちづくり推進課・関係課）

2．公共施設の管理運営

現在直営で管理している公共施設を含め、施設の役割や管理方法の検証を行い、行政だけでなく町民や団体、民間企業に任せの方が利用者のニーズに効果的に応えられ、町民サービスの質を向上させることが可能な場合は、指定管理者制度を積極的に活用します。

【取り組み事項】

- 施設機能の見直しと有効活用（所管課）
- 指定管理者制度の活用（財政課・所管課）

3．電子化の推進

高度情報化社会に対応し、利便性の高い行政を実現するため、ICT化を有効に活用した新たな電子行政システムの導入など、時代にふさわしい電子自治体を構築します。

【取り組み事項】

電子行政システムの検討・調査（総務課・関係課）

4．国及び北海道との連携・協力

町民にとって最も身近な行政主体として実施することが、住民の利便性やサービス内容・質が向上され、かつ町の規模や能力に照らして実施可能な事務・事業については、国や道からの権限移譲に取り組みます。

また、政策や事務・事業を実行するうえで、国や北海道などの制度に改正が必要な場合には、積極的に制度改正を提案します。

【取り組み事項】

権限移譲の推進（まちづくり推進課・関係課）

国などの関係機関への提案（まちづくり推進課・関係課）

5．関係市町村との連携・協力

より高度で効率的な行政を展開するために、広域的な処理が適切な事務・事業や共通の課題解決のため、関係市町村と連携・協力し、広域行政の活用に努めます。

【取り組み事項】

広域行政の活用（所管課）

効率的な行政運営体制の確立

1．効率的な行政組織体制の確立

町民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応するため、業務内容や量に応じて常に組織体制を見直すとともに、複数の部門が関連する行政課題に対しても迅速に対応できる機動的な組織体制を構築します。

【取り組み事項】

組織体制の見直し（総務課）

政策課題検討チームの設置（全課）

各種委員会等の見直し（関係課）

2．行政評価システムの導入

社会情勢の変化への対応や町民の視点に立った行政運営を推進するため、施策や事務・事業などの目的と成果を明らかにする行政評価システムを導入するとともに、その評価の過程において外部評価を実施します。

【取り組み事項】

行政評価システムの導入（まちづくり推進課）

外部評価機関の設置（まちづくり推進課）

3．定員管理及び給与制度の適正化等

（1）定員管理の適正化

合併により自治体の規模に応じた定員となっていませんが、対応すべき行政需要の範囲や組織体制の簡素化と合理化、将来的な組織の活力維持などを考慮しながら、定員管理の適正化に努めます。

【取り組み事項】

定員管理適正化計画の策定（総務課）

定員管理の適正化（総務課）

(2) 給与制度の適正化

人事院勧告の準拠を基本としながらも、今後の財政状況を見据えながら、町民の納得と理解が得られる給与制度の運用や水準の適正化を推進します。

また、職員の意欲、能力、実績等を客観的に判断し給与等に反映する人事評価制度を検討します。

【取り組み事項】

給与制度の適正化（総務課）

人事評価制度の検討（総務課）

(3) 定員管理・給与状況の公表

定員及び給与状況については、広報紙やホームページを活用して分かりやすく公表します。

【取り組み事項】

定員管理の公表（総務課）

給与状況の公表（総務課）

4 . 人材の育成

地域主権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するため、職員研修計画を策定し、職員一人ひとりの企画・政策能力等の向上につなげるなど、時代にふさわしい人材を育成します。

【取り組み事項】

職員研修計画の策定（総務課）

職員提案制度の確立（総務課）

健全な財政運営の確立

1．歳入の確保

町税・公共料金等については、収納率の向上を図るため、滞納対策の強化や新たな収納システムの検討を行います。

各種使用料・手数料などについては、受益者負担の適正化に努めるとともに、合併協議での協議経過や調整方針を踏まえて、適正な料金のあり方を検討します。また、有料広告制度を推進するなど、新たな財源確保についても検討を行います。

【取り組み事項】

滞納対策の強化（税務課・所管課）

新たな収納システムの検討（出納課・税務課）

使用料・手数料の見直し（教育委員会・住民生活課ほか）

有料広告制度の推進（財政課・所管課）

新たな財源確保のための調査（財政課）

2．財政の健全化等

中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行うため、徹底した事務・事業の見直しによる行政コストの節減に取り組みます。また、町民に対して町の財政状況が把握できるよう広報紙やホームページを活用して分かりやすく公表します。

【取り組み事項】

財政計画の策定（財政課）

行政コストの節減（財政課・関係課）

特別会計等の健全化（所管課）

財政状況の公表（財政課）

3 . 補助金等の整理合理化

補助金等については、合併協議において調整していますが、行政として対応すべき必要性、費用対効果、費用負担のあり方を再検証し、整理合理化に取り組めます。

【取り組み事項】

補助金等の整理合理化（所管課）